


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	直井 亨		
件名	東大和市生産緑地地区指定基準の改定について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>平成29年第4回定例会において「東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」を制定し、生産緑地地区の面積要件を300㎡に緩和したこと及び国の定めた「都市計画運用指針」が見直されたこと受け、「東大和市生産緑地地区指定基準」を改定するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2 指定要件「500平方メートル以上」を「300平方メートル以上」へ改める。 ・第4 指定しない農地等(3)に「(登記地目及び現況が農地であるものは除く。)」を加える。 ・第4 指定しない農地等「(4)生産緑地法第10条の規定による買取り申出があり、行為制限が解除されたもの」を削除する。 <p>その他、時点修正を行う。</p> <p>(2) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 小規模な農地の生産緑地地区としての指定や生産緑地地区の再指定が可能となり、都市農地の保全を図ることができる。なお、新たに指定を受けた農地については固定資産税等の減額が見込まれる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年6月15日 生産緑地法改正及び都市計画運用指針見直し ・平成30年1月1日 東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例施行 					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。